

なる。

また、介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧等における福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する添付書類については、福祉・介護職員処遇改善計画書等の届出を持って添付書類とすることとし、福祉・介護職員処遇改善計画書を複数事業所でまとめて作成している場合についても、それぞれの事業所ごとに資料を添付する必要はない。

(3) 介護職員等によるたんの吸引等の評価

(医療連携体制加算 (Ⅲ))

問 32 医療連携体制加算 (Ⅲ) については、看護職員が介護職員等にたんの吸引等に係る指導のみを行った場合に、看護職員 1 人 1 日当たり算定されるよう設定されているが、事業所にたんの吸引等が必要な利用者が複数いる場合、事業所はどのように請求するればよいか。

(答)

- 以下の数式に当てはめて日単位で按分して単位数を算出した上で、当該単位数を合算して月単位で請求する。

500 単位 × 看護職員数	÷	当該月の事業所の利用者 のうち、 <u>たんの吸引</u> 等が必要な利用者数	=	1 人当たり単位数 / 日 * 1 単位未満 (小数点 以下) の端数について は「切り捨て」とする。
----------------	---	---	---	--

【例】

4 月中に、たんの吸引等が必要な利用者が 3 人いる事業所に、4 月 1 日は看護職員 2 人が、4 月 20 日は看護職員 1 人が介護職員等にたんの吸引等に係る指導を行った場合

・ (500 単位 × 2 人) ÷ 3 人 = 333.3 単位 → 333 単位 / 日 (4 月 1 日分)

・ (500 単位 × 1 人) ÷ 3 人 = 166.6 単位 → 166 単位 / 日 (4 月 20 日分)

⇒ 333 単位 + 166 単位 = 499 単位 / 月 (4 月分)

※ (500 単位 × 3 人) ÷ 3 人 = 500 単位 / 月とするのではない。

(喀痰吸引等支援体制加算①)

問 33 喀痰吸引等が必要な者に対して、複数の事業所から介護職員等が派遣された場合、事業所毎に算定できるのか。

(答)

- お見込のとおり。

(喀痰吸引等支援体制加算②)

問 34 喀痰吸引等を行うための登録事業者の登録が、4月1日に間に合わない場合、喀痰吸引等支援体制加算は算定できないか。

(答)

- 登録事業者の登録については、さかのぼりによる取扱いができる(*)ことから、「喀痰吸引等支援体制加算」についても、さかのぼりにより加算を算定しても差し支えない。

ただし、登録事業者の登録については、できるだけ速やかに行う必要がある。

* 「喀痰吸引等業務の施行等に係る Q&A について (その 3)」(平成 23 年 12 月 28 日付け事務連絡)の「B 経過措置対象者に関すること」の「B9」において、「事業者登録が 4 月 1 日に間に合わない場合については、事業者登録の申請書が受理された後、4 月 1 日に遡って、登録したものとする取扱いができないか」に対して、「そのような扱いとして差し支えない」とされている。

(4) 通所サービス等の送迎加算

問 35 生活介護における送迎加算の一定の要件を満たす場合の+14 単位の算定方法如何。

(答)

- 送迎を利用する者において、区分 5 若しくは区分 6 に該当する者等の割合が 100 分の 60 以上である場合に、送迎を利用する者全員について加算される。

問 36 日中活動サービス事業所から短期入所事業所、短期入所事業所から日中活動サービス事業所へ送迎を実施した場合、送迎加算を算定できるか。

(答)

- 原則として、居宅と短期入所事業所との間の送迎を実施した場合に算定できるが、通所サービス等利用促進事業において都道府県知事が必要と認めていた基準により実施している場合については、算定できる。

問 37 居宅からサービス事業所以外、居宅以外からサービス事業所へ送迎を実施した場合、送迎加算を算定できるか。

(答)

- 原則として、居宅とサービス事業所との間の送迎を実施した場合に算定できるが、通所サービス等利用促進事業において都道府県知事が必要と認めていた基準により実施している場合については、算定できる。